

岡崎市建設工事最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）（以下「規則」という。）第13条及び第21条の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 税抜予定価格

予定価格から、消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額をいう。なお、予定価格を事前公表する入札においては、入札公告等に記載の予定価格（税抜）と同額である。

(2) 最低制限価格

規則第13条及び第21条に規定する最低制限価格をいう。

(3) 税抜最低制限価格

最低制限価格から、消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額をいう。

(対象)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札は次に掲げるものとする。

(1) 総務部契約課で執行する建設工事に係る競争入札

(2) 前号の規定にかかわらず、総合評価方式による競争入札に付する建設工事は、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

(3) 前2項の規定にかかわらず、総務部契約課長が必要と認める場合は、最低制限価格を適用しない。

(税抜最低制限価格の算定)

第4条 税抜最低制限価格は、対象工事の税抜予定価格算出の基礎となる項目に応じて、次の式で算定される額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

$(\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.9) + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$

2 前項の規定にかかわらず、税抜最低制限価格は、前項の規定により算定された額が、税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

3 前2項の規定により税抜最低制限価格が算定できない場合は、税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た金額を、税抜最低制限価格とすることができる。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札については入札公告文又は公告説明書に、指名競争入札については指名通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 2 岡崎市最低制限価格取扱要領は、廃止する。
- 3 この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 4 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 5 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。